

平成30年度第9回
東京都私立学校審議会（第782回）

平成31年1月21日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 2 時00分開会

○近藤会長 それでは、皆様方、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成30年度第9回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配布しております3件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成31年1月21日付け、東京都知事名。

記、1、帝京平成大学附属日本語学校の設置認可について、豊島区、外2件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件3件でございます。

各案件につきましては部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号及び議案第2号につきましては、部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人明進学園の寄附行為認可及びディライトグローバル専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から調査結果につきまして説明を願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人明進学園の設立認可及びディライトグローバル専門学校の設置認可についてでございます。

平成31年1月10日に、三宅主査及び東京都私学部及び福生市の担当職員と私とで第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人明進学園設立代表者から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設・設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校法人化に当たり、より公益性の高い法人として、今後は関連する株式会社等と学校法人を峻別し、私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為に基づく適正な法人運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。なお、留学生の受け入れについては、都の専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針を踏まえて、適切な入学選抜を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、教育内容を充実させることで生徒の着実な確保に努め、継続的、安定的に学校を運営していただきたいこと。また、生徒への進路指導、就職支援体制を充実し、就職先の確保に努めていただきたいこと。

4つ目は、学校の掲げる教育理念の実現のために、インターンシップ等の実践的な教育内容を取り入れるとともに、教員の資質向上及び人材の確保にも努力され、魅力ある学習環境のより一層の発展、向上に努められたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。

部会調査、結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明申し上げます。

これらの案件は、新たに学校法人を設立し、専修学校を設置するものです。本案件は平成29年12月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、専修学校の設置認可のご審議をお願いするものでございます。それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

初めに、学校法人明進学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第1号、学校法人明進学園設立要項をご覧ください。法人の目的は要項3に記載のとおり、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校を設置し、語学力と国際教養、商業実務能力の習得を目指す学校教育を行い、文化多様性への理解を深める教育を通して、グローバルな環境で活躍できる人材を育成することを目的とする」でございます。

名称は学校法人明進学園で、事務所の所在地は要項2に記載のとおりです。設置する学校名はディライトグローバル専門学校です。

理事につきましては、理事のうち2名が夫婦である以外は、3親等以内の親族または配偶者は含まれておりません。監事につきましては当法人の理事、評議員または職員と兼ねているものは一人も含まれておりません。資産等につきましては、要項7及び8に記載のとおり、学校法人の設立要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、ディライトグローバル専門学校設置要項をご覧ください。学校の目的は要項1に記載のとおり、「本校は教育基本法及び学校教育法に従い、語学力と国際教養、商業実務能力の習得を目指す学校教育を行い、文化多様性への理解を深める教育を通して、グローバルな環境で活躍できる人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程・分野の名称及び位置は要項2から4に記載のとおりです。なお、昨年度の設置計画承認時の学校名は、ディライト外語ビジネス専門学校でございましたが、「外語ビジネス専門学校」という学校名が商標登録されていたため、学校名を変更いたしました。

開設の時期は平成31年4月1日を予定しております。経費の見積り及び維持の方法は要項6に記載のとおりです。設置者は学校法人明進学園で、設立代表者は畢焜氏、校長は荒川優子氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限2年、

入学定員80名のグローバルコミュニケーション学科を設置し、総定員は160名です。主要教科名は要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具につきましては、要項11から14に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。予算概要及び付近の状況はそれぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

以上で議案第1号及び第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に今回、諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第3号は各種学校の設置認可でございます。

議案第3号は第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

議案第4号及び議案第5号は、学校法人の寄附行為認可及び幼稚園の設置者変更認可でございます。

議案第4号及び議案第5号は、第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に審議会日程についてでございます。

次回、2月の開催日は、18日月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後2時11分閉会